

農地整備事業 (耕作放棄地解消・発生防止基盤整備) (旧耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 ほ場整備班
---	------------------------	-------------------------------------

目 的

耕作放棄が発生している未整備地区での基盤整備，整備済地区での簡易な整備を実施するとともに，当該農地における長期の活用を義務付けること等により，耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

採 択 要 件

- ・耕作放棄地を一定割合以上含むこと
- ・整備対象となる耕作放棄地に長期の活用を義務付けること
- ・耕作放棄地解消等基盤整備基本構想を策定すること
- ・受益面積：20ha以上（なお，営農上まとまりのある一定区域の規模の合計が60ha以上であることを条件として，土地・水につながりにとらわれずに一定区域の範囲内で受益地を設定することも可。）
- ・なお，一定割合以上の耕作放棄地が担い手に利用集積される場合には，無利子融資を受けることが出来る

事 業 内 容

地域における耕作放棄地の発生や担い手への利用集積の状況等を踏まえ，必要となる基盤整備・関連支援施策を総合的・一体的に実施。

- (1) 農業生産基盤整備事業
 - ア 区画整理
 - イ 暗渠排水
 - ウ 農業用排水施設
 - エ 農道
 - オ 客土
 - カ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
 (カは，ア～オのいずれかの事業と併せて実施)
- (2) 農業生産基盤整備附帯事業
- (3) 農村生活環境基盤整備事業
- (4) 耕作放棄地解消支援事業
- (5) 耕作放棄地活用推進事業
- (6) 特認事業

事 業 主 体

都道府県 …… (1)～(3)及び(6)
 都道府県，市町村，土地改良区等 …… (4)，(5)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	50 (55)	未 定	未 定	未 定	()は中山間等